

令和元年度 第 1 回習志野市空家等対策協議会 質疑要旨

○日 時: 令和 2 年 2 月 7 日(金) 午前 10 時から午前 11 時 00 分

○場 所: 市庁舎 3 階 C 会議室

第 1 報告(1) 空家等対策計画に基づく取り組み状況について	
三代川委員	苦情等で、樹木・家屋破損・その他 とありますが、その他の具体的な内容を教えてください。
事務局	その他の主な内容は、ハクビシンなどの害獣関係、敷地内のごみなどです。

第 1 報告(2) 特定空家等の措置経過及び特定空家等候補への対応の進捗状況について	
尾崎委員	相続人6名とのことですが、仮に6名全員が相続放棄した場合、その費用はどうなるのでしょうか。
事務局	相続放棄をされた場合、請求先がなくなるため、相続財産管理人を申立て、その方と話を進めることになる可能性があると思われます。
尾崎委員	習志野市の例ではないのですが、空き家で危険なので取り急ぎ取り壊し、しかし相続人が全員相続放棄を行ったため、費用の請求先がなくなってしまった。そのため、全額が市の負担となってしまった。 滋賀県のマンションの例では、解体費用が 1 億 5,000 万円、土地の売却額が 1 億にも満たない額で、その差額が市の負担になってしまった。 費用負担が不明確で、結局は税金で負担してしまっていることが多いので、「逃げ得」といったことがないように考えなければならぬと感じました。
事務局	行政代執行を行った場合、全国の平均回収率が 5%ほど。そのため、できる限り所有者と接触し改善を依頼していきたいと考えております。切羽詰まった空き家については、近隣住民の不安を取り除くため、適切な処置を行っていきたくて考えています。
高橋委員	習志野市では過去に行政代執行を行ったことはあるのでしょうか。 もし行った場合、資金面はどうでしたか。
事務局	本市では、行政代執行が行われた実績はありません。 解体ではなく、近隣への影響を防ぐための修繕費で、令和 2 年度予算 120 万円ほどを見込んでおります。

第 2 その他 質疑なし